

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

災害対策基本法の改正により、平成26年4月から
「災害時要援護者登録制度」

が

「避難行動要支援者登録制度」

に名称が変更され、制度の一部が改正されました

制度の趣旨

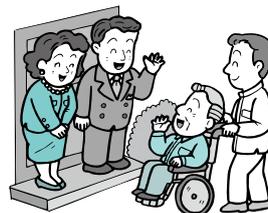
災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）から事前に登録していただき、その個人情報を行行政・警察・消防・民生委員・自主防災組織等で共有し、いざというときの安否確認や避難の手助け等を地域ぐるみで適切に支援することに活用し、少しでも災害時の被害を少なくしようというものです。

【あなたを助ける避難支援者について】

災害はどのような形で発生するか不確定な要素が多く、この制度に登録しても必ずしも支援が受けられるとは限りません。また、民生委員も担当区域の要避難行動要支援者すべてを手助けすることはできません。避難支援者として一番望ましいのは、あなたの近隣の方々です。普段からご近所の方々と交流し、気軽に話せる関係をつくるといった心掛けも大切です。

災害対策基本法の主な改正点

- ▶ 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に関し必要な個人情報を利用できること。
- ▶ 避難行動要援護者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- ▶ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- ▶ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講じること。



この改正に伴い、村では本人同意のもと登録いただいた個人情報を基に、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、災害が発生した場合は本人の同意を得ずに、避難支援者へ支援に必要な情報を提供できるようになりましたが、必要以上の情報は提供いたしません。お住まいの地区みんなで協力し合い、避難行動要支援者を安全に避難させたり安否確認をする等、地域での支援体制を築いていきます。

避難行動要支援者の登録について

日常的に周囲の支援を必要とし、災害が起きたときに自分ひとりで移動したり情報を得ることが難しく、避難するために何らかの手助けが必要な方で、以下の条件のいずれかに該当する方が対象です。

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 身体障害者手帳1級および2級の方
- ・ 要介護認定者3～5の方（施設入所者は対象外です）
- ・ 精神障害者福祉手帳1級の方
- ・ 療育手帳④またはAの方
- ・ 特定疾患治療研究事業対象疾患の患者
- ・ その他（登録希望者）



※以前の制度で要援護者に登録されている方は、見守り訪問の際に再度同意を確認させていただきます。
※今後、新規で登録を希望する方は、随時訪問して説明させていただきます。

◀◀ お問合せ先 ▶▶

役場保健福祉部福祉介護課 ☎029-885-0340(内線132) E-mail: fukushi@vill.miho.lg.jp